

騒音・振動特定施設変更届出書が不要の場合

【騒音に係る届出について】

- 特定施設の種類ごとの数を減少させる場合、又は、直近の届出の2倍以内の数に増加させる場合
- 構造・騒音の防止の方法を変更するにあたり、発生する騒音の大きさが増加しない場合
- 特定施設の使用時刻の繰り上げ・使用終了時刻の繰り下げを行わない場合

【振動に係る届出について】

- 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加させない場合
- 構造・振動の防止の方法を変更するにあたり、発生する振動の大きさが増加しない場合
- 特定施設の使用時刻の繰り上げ・使用終了時刻の繰り下げを行わない場合

特定作業変更届出書が不要の場合

【騒音に係る届出について】

- 特定作業の目的に係る施設の種類ごとの数を減少させる場合、又は、直近の届出の2倍以内の数に増加させる場合
- 特定作業の開始時刻の繰り上げ・終了時刻の繰り下げを伴わない場合
- 騒音の防止の方法を変更するにあたり、発生する騒音の大きさが増加しない場合

【振動に係る届出について】

- 特定作業の目的に係る施設の種類及び能力ごとの数を増加させない場合
- 特定作業の開始時刻の繰り上げ・終了時刻の繰り下げを行わない場合
- 構造・振動の防止の方法を変更するにあたり、発生する振動の大きさが増加しない場合